

保医発 1021 第 1 号  
令和 4 年 10 月 21 日

地方厚生（支）局医療課長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局医療課長  
（ 公 印 省 略 ）

「治療用装具の療養費支給申請に係る手続き等について」の一部改正について

治療用装具の療養費支給基準については、「治療用装具の療養費支給基準について」（昭和 36 年 7 月 24 日保発第 54 号）及び「治療用装具の療養費支給基準について」（昭和 62 年 2 月 25 日保険発第 6 号）により取り扱われているところであり、治療用装具の療養費（以下、単に「療養費」という。）の支給申請に係る手続きについては、「四肢のリンパ浮腫治療のための弾性着衣等に係る療養費の支給について」（平成 20 年 3 月 21 日保発第 0321002 号）による「弾性着衣等」に係る取扱い等別途取扱いが通知されているものを除き、「治療用装具の療養費支給申請に係る手続き等について」（平成 30 年 2 月 9 日保医発 0209 第 1 号）により取り扱われているところであるが、今般、その一部を下記のとおり改正し、本年 11 月 1 日から適用することとしたので、貴管下の関係者に周知を図るとともに、円滑に取り扱われるよう御配慮願いたい。

記

「治療用装具の療養費支給申請に係る手続き等について」（平成 30 年 2 月 9 日保医発 0209 第 1 号）の一部を次の表のように改正する。

○「治療用装具の療養費支給申請に係る手続き等について」新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

新	旧
<p>(略)</p> <p>記</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 領収書について            事業者が発行し支給申請書に添付する領収書については、保険者における審査に資するため、次の内容が記載（又は添付）されていることが適当であること。            (1) 料金明細（内識別に機能による名称分類、製品名、メーカー名、価格等を記載）            (2) オーダーメイド又は既製品の別            (3) 治療用装具を取り扱った義肢装具士の氏名            (4) リスト収載されていない既製品の場合は、領収書の欄外（備考欄）又は下部の余白等に「リスト外」と記載し、加えて、基準価格の算出方法による基準価格（上限）等（「A算定式による金額」及び採寸・採型区分、「B算定式による金額」の各金額、加えて、基準価格が下限額を適用する場合は「下限額」）を記載する。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>記</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 領収書について            事業者が発行し支給申請書に添付する領収書については、保険者における審査に資するため、次の内容が記載（又は添付）されていることが適当であること。            (1) 料金明細（内識別に名称、採型区分・種類等、価格を記載）            (2) オーダーメイド又は既製品の別（既製品の場合、製品名を含む。）            (3) 治療用装具を取り扱った義肢装具士の氏名            (新設)</p> <p>4 (略)</p>